

～2020年度 講演プレゼンテーション補足資料～

「生涯学習」 について考えるために

佐々木 英和

★ 日本の「生涯学習振興施策」の沿革

- 1947(昭和22)年 教育基本法
- 1949(昭和24)年 社会教育法 …愛称「公民館法」
- 1950(昭和25)年 図書館法
- 1951(昭和26)年 博物館法
- 1965(昭和40)年 ●ポール・ラングランがユネスコ成人教育会議で「生涯教育」を提唱
- 1971(昭和46)年 社会教育審議会答申…「生涯教育」論
中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」
- 1981(昭和56)年 中央教育審議会答申「生涯教育について」…「生涯教育」は「生涯学習」の条件整備
- 1985(昭和60)～87(昭和62)年 臨時教育審議会答申…「生涯学習体系への移行」
- 1988(昭和63)年 文部省が「社会教育局」を廃止し「生涯学習局」(筆頭局)を新設
- 1990(平成2)年 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)の制定
- 1992(平成4)年 生涯学習審議会答申…「リカレント教育」や「ボランティア活動」などの強調
- 2000(平成12)年 ●教育サミットin東京…生涯学習の重要性を世界的に確認
- 2001(平成13)年 中央省庁再編…文部科学省の発足、「生涯学習局」から「生涯学習政策局」へ
- 2006(平成18)年 教育基本法改正…第3条「生涯学習の理念」
- 2018(平成30)年 文部科学省内の組織再編?…「総合教育政策局」への改編? 「社会教育課」の消滅?

★「生涯学習とは何か？」という「問い」を問い返すべき理由

Why?

なぜ？

目的論的必要性…「何のために？」学ぶべきなのか？

因果論的必然性…「何ゆえに？」学ばざるをえないのか？

What?

何？

総花的羅列 ← **焦点が定まらない** → 形式的言い換え

cf) 公民館、図書館、博物館、学校、メディア…

cf) 生涯にわたる学習

具体的すぎる！

生涯学習スーパーマーケット論！

漠然としすぎる！

実態追隨的定義 ← **偏りすぎる** → 理念先導的定義

cf) 高齢者の生きがいつくり

cf) 人間解放のための手段

思い込みの強さ

思い入れの強さ

How?

どのように？

「方法の自己目的化」に陥るべきではないはず…。

「形態における理由の埋蔵化」を掘り起こすべき…。

★「生涯をかけた学習」の古典的様相

ヒンズー教

四住期

学生期

家住期

林住期

遊行期

孔子『論語』「為政」

吾十有五にして学に志し、
三十にして立つ。

四十にして惑はず、
五十にして天命を知る。

六十にして耳順ひ、
七十にして
心の欲する所に従ひて
矩を踰えず。

佐藤一斎『言志四録』

少くして学べば、則ち
壮にして為す有り。

壮にして学べば、則ち
老ゆとも衰へず。

老いて学べば、則ち
死すとも朽ちず。

☆ 現代社会で「生涯学習」がクローズアップする理由

(1) 古典的な生涯学習論…「**<個人>的信条**」としての「生涯学習」

(2) 近代的な生涯学習論…「子ども時代の**学校教育**制度化+ α 」

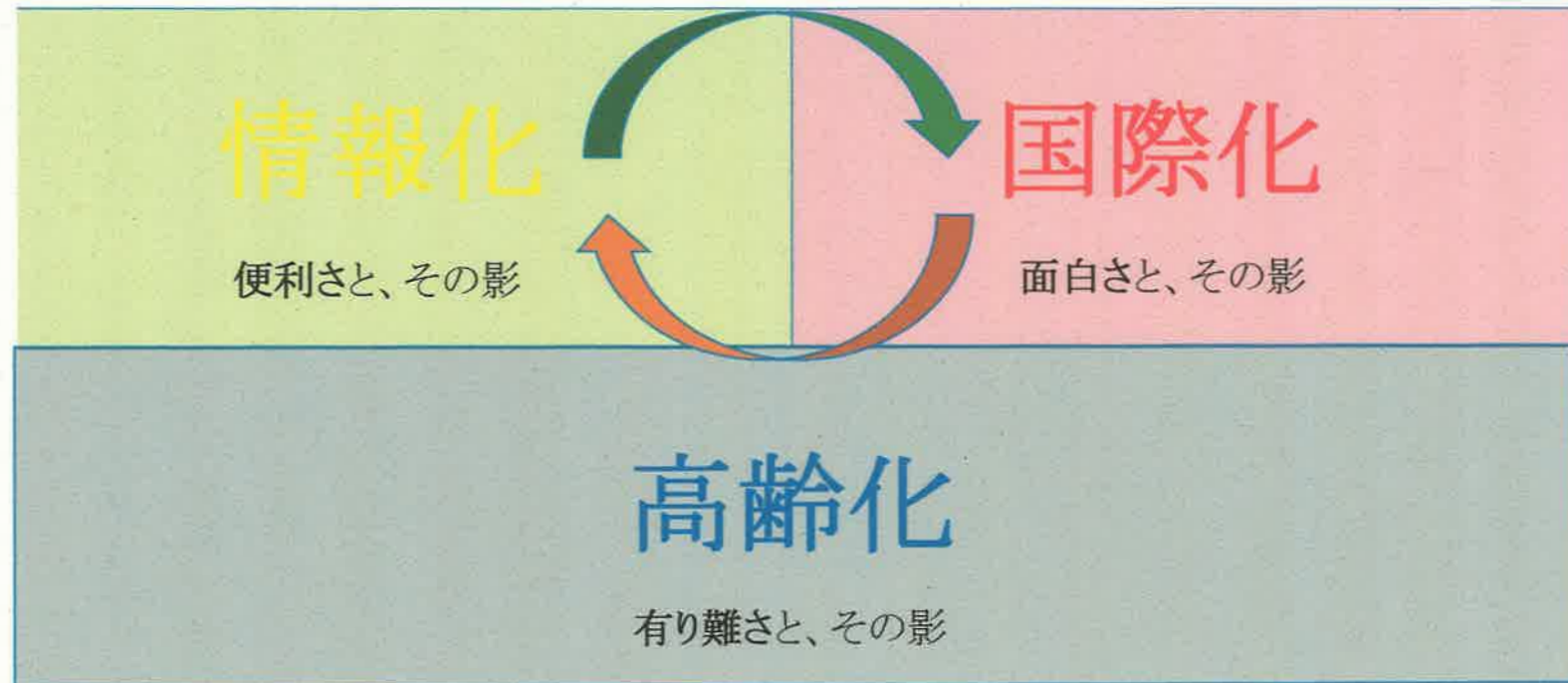
- **コメニウス** (1592-1670) …『大教授学』を著した「近代教育学の父」
- **コンドルセ** (1743-1794) …フランス革命期における教育の計画化

(3) 現代的な生涯学習論…「**社会的課題**」としての「**生涯学習振興**」

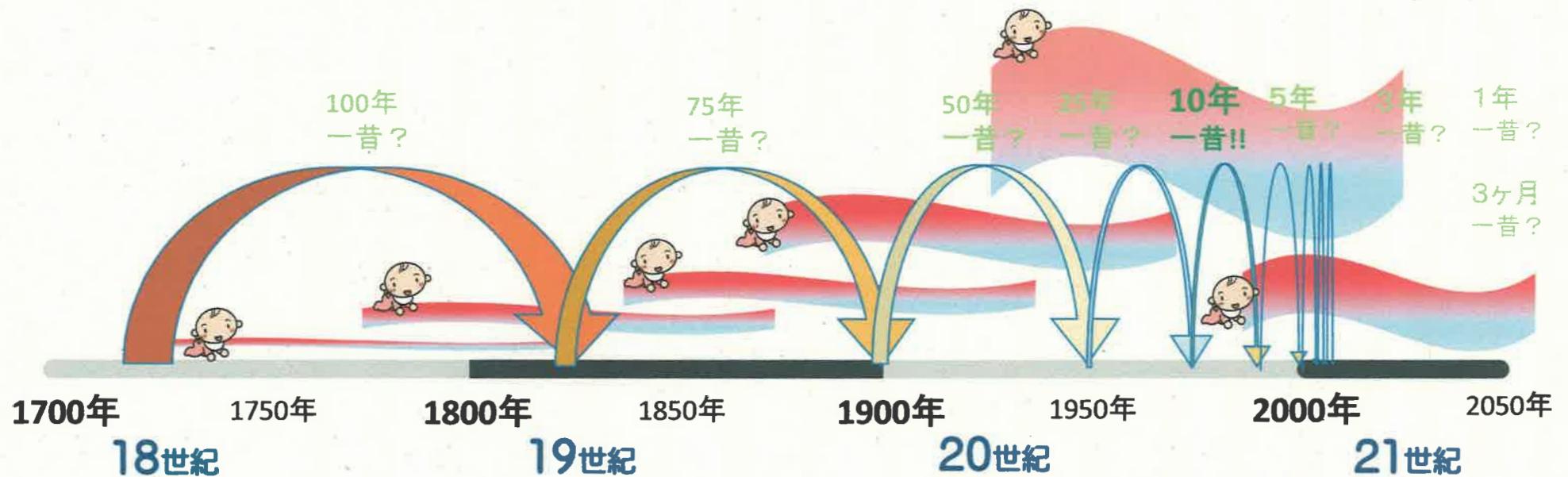
→行政はどうあるべきか？

- **ラングラン**の“Éducation permanente” (1965年) →“Lifelong Integrated Education”
- 四六中央教育審議会答申(1971年)で明示された「生涯教育」理念
- 臨時教育審議会答申(1984～1987年)…言葉としての「生涯学習」の強調
- 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(1990年)

★ 現代社会の主要「3変化」



★ 社会変化の「在り方」のマクロイメージ



万物は流転する (ヘラクレイトス)

「変化するという事態」は変化していない

「変化の仕方」が変化し続けている

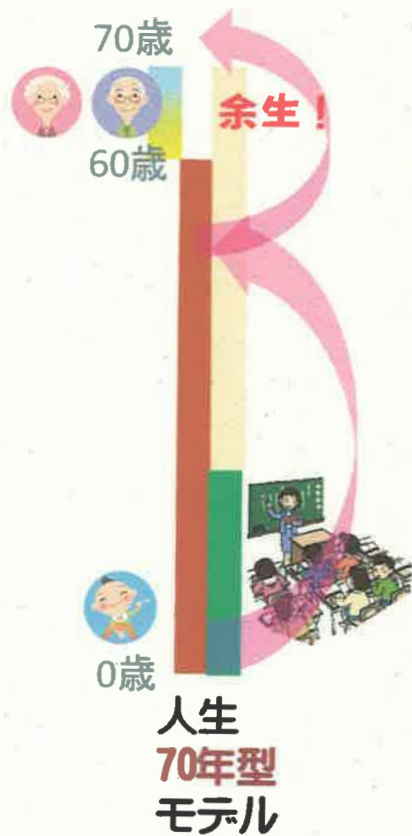
社会は変化し続ける！

社会変化の加速化

社会変化の複雑化

社会変化の予測困難化

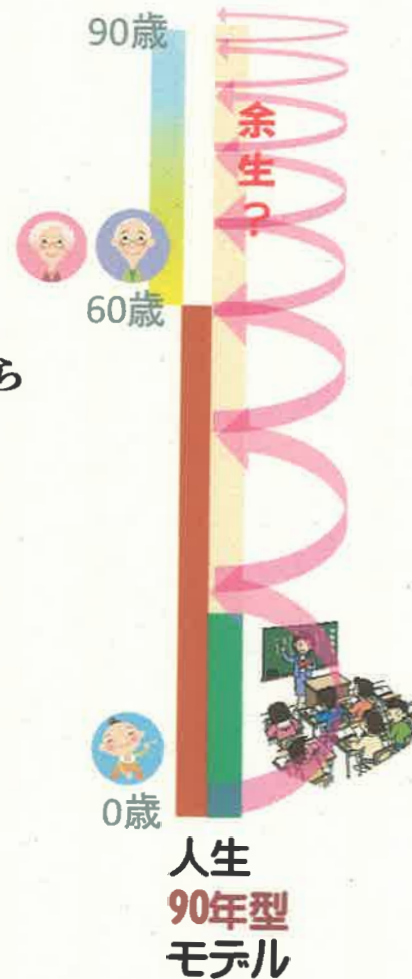
★ 社会変化の個人個人への影響のイメージ



(A) 社会変化の継続

- ① 加速度を増しながら
- ② 複雑さを増しながら
- ③ 予測不可能になりながら

(B) 高齢化の進展



「学び直し」
の不可避性

- ・ 知識
- ・ 技術
- ・ 生き様

働き方 ≠ 生き方

「生きがい」とは？

★ 生涯学習概念を整理する主な視点

① 領域・範疇論…集中から拡張・拡散へ

- a. 教育・学習の時間的拡張・期間的拡散化…子ども時代だけに集中していない！
- b. 教育・学習の空間的拡大・場所的遍在化…学校だけに集中していない！
- c. 教育・学習の主体・客体の多様化…対象は子どもだけじゃない！ 主体は教師だけじゃない！

② 内容・内実論…教育的価値・学習価値の重層化

③ 方法・形態論…「教育」と「学習」との関係の流動化

- a. 目的基準で考える→教育方法・学習方法
- b. 結果基準で考える→教育形態・学習形態

★「教育を受けること」とは？

教育を受けること！

日本国憲法 第26条

すべて国民は、
法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。

- × 教育を受けさせること
- × 教育を受けさせられること

教育されること？

(教師から) 教わること？

学校教育を受けること？

子どもが学校に通うこと？

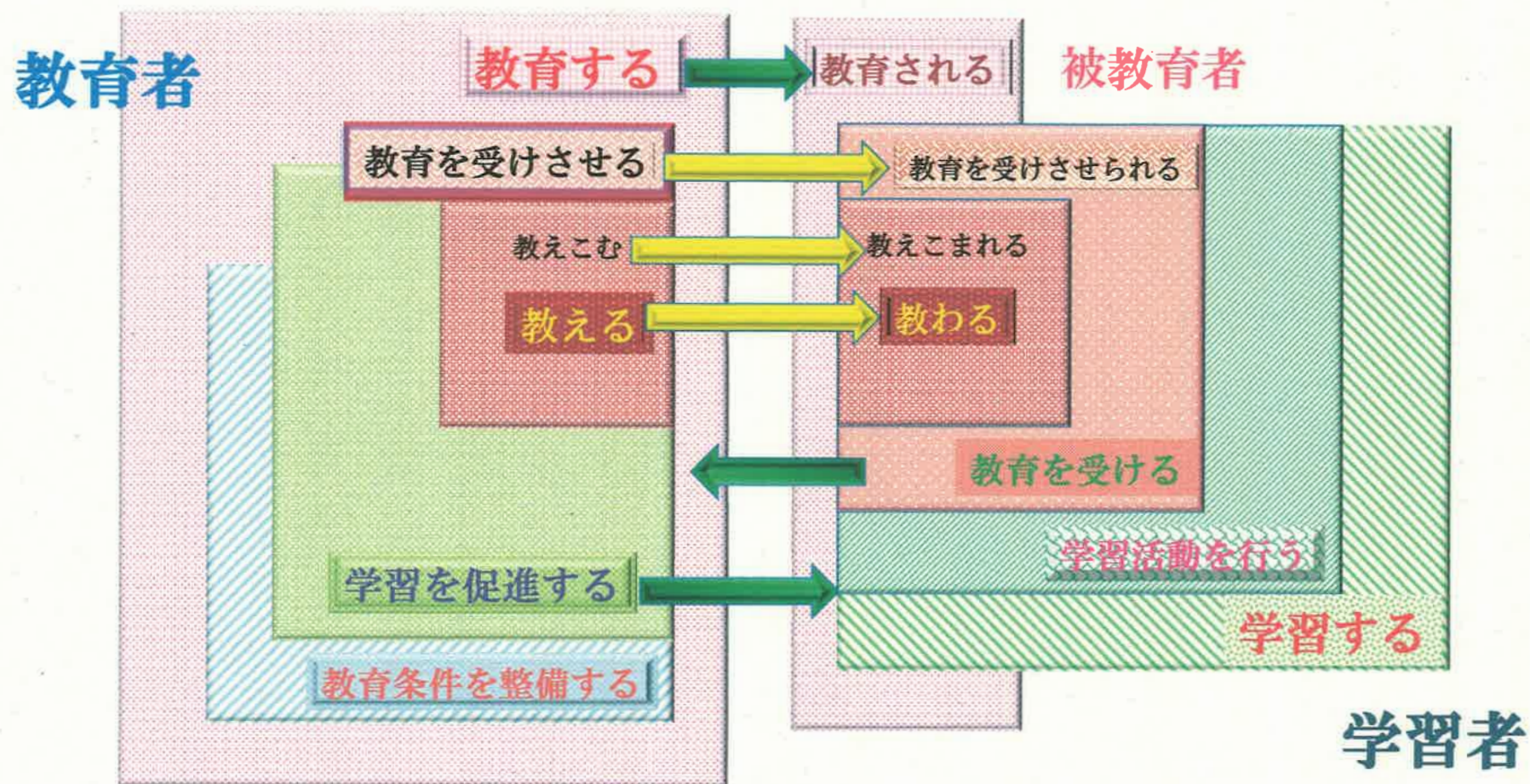
学習すること？

社会教育を受ける権利？

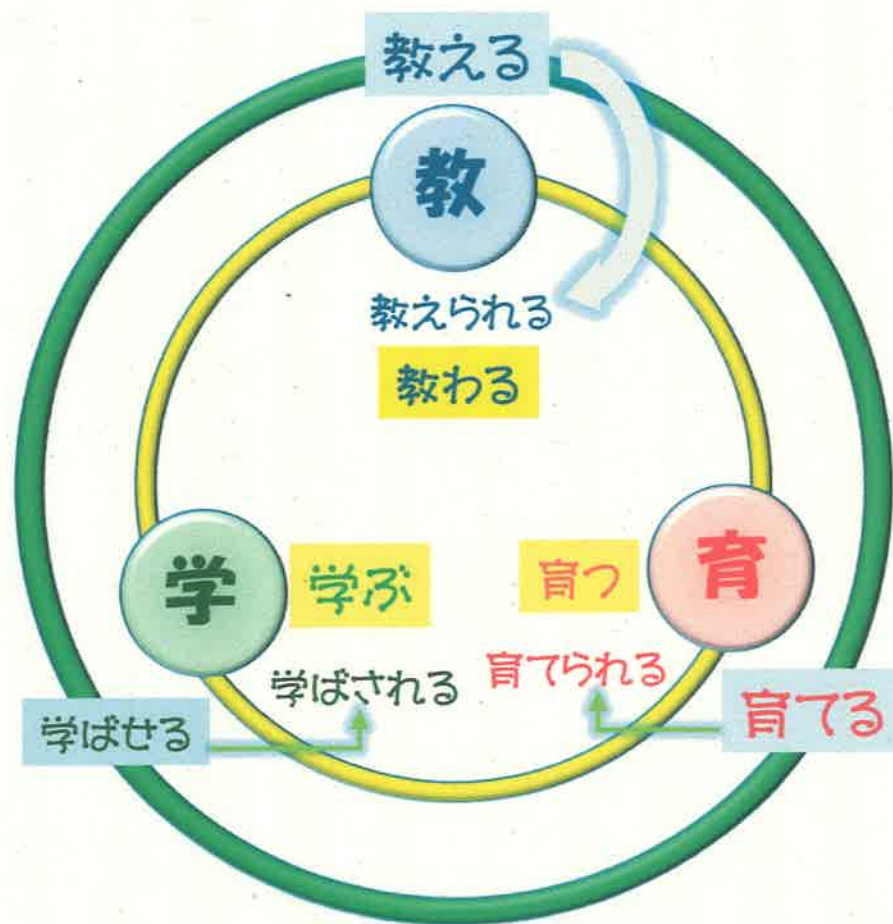
生涯教育を受ける権利？

成人教育を受ける権利？

★ 「教育者」と「学習者」との関係



★ 「教」と「学」と「育」の関係



～2020年度 講演プレゼンテーション補足資料～

「教育」 について考えるために (短縮版)

佐々木 英和

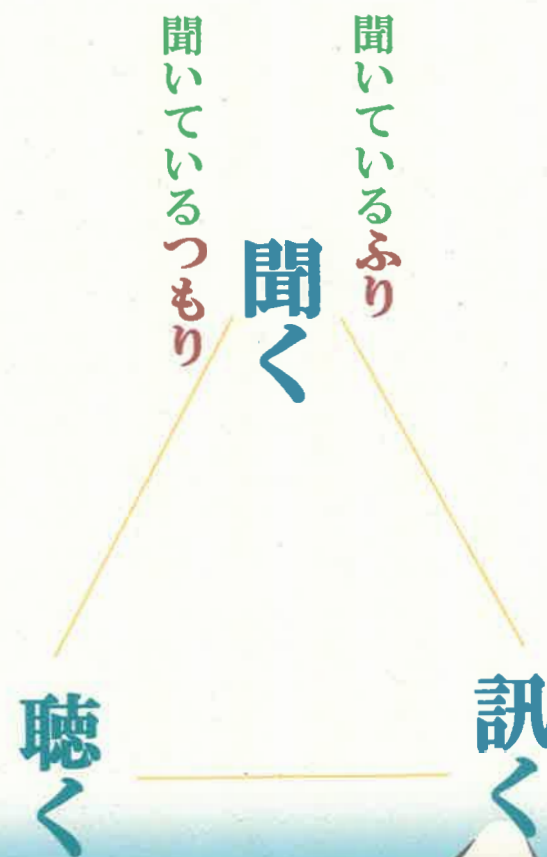
1 「受け入れること」の難しさの自覚

★「聞くこと」の広がり

「しっかり<聞く>こと」は可能か？

- ① 聞いているつもり？…「思いこみ」か？
- ② 聞いているふり？…「見せかけ」か？

- ①聞く
- ②聴く
- ③訊く



2 「ディスコミュニケーション」の必然性

★「伝達」の4つの局面

伝える → 伝わる

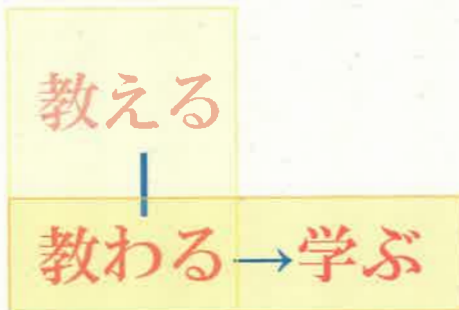
- → ○ 伝えたゆえに伝わった
- → × 伝えたのに伝わらなかった
- × → ○ 伝えなかったのに伝わった
- × → × 伝えなかったゆえに伝わらなかった

伝えられる → 伝わる

- → ○ 伝えられたゆえに伝わった
- → × 伝えられたのに伝わらなかった
- × → ○ 伝えられなかったのに伝わった
- × → × 伝えられなかったゆえに伝わらなかった

3 「教える-学ぶ」の問い直し

(1) 「教える-学ぶ」と「教わる-学ぶ」



○ → → ○

教わったゆえに学べた

○ → → ×

教わったのに学べなかった

× → → ○

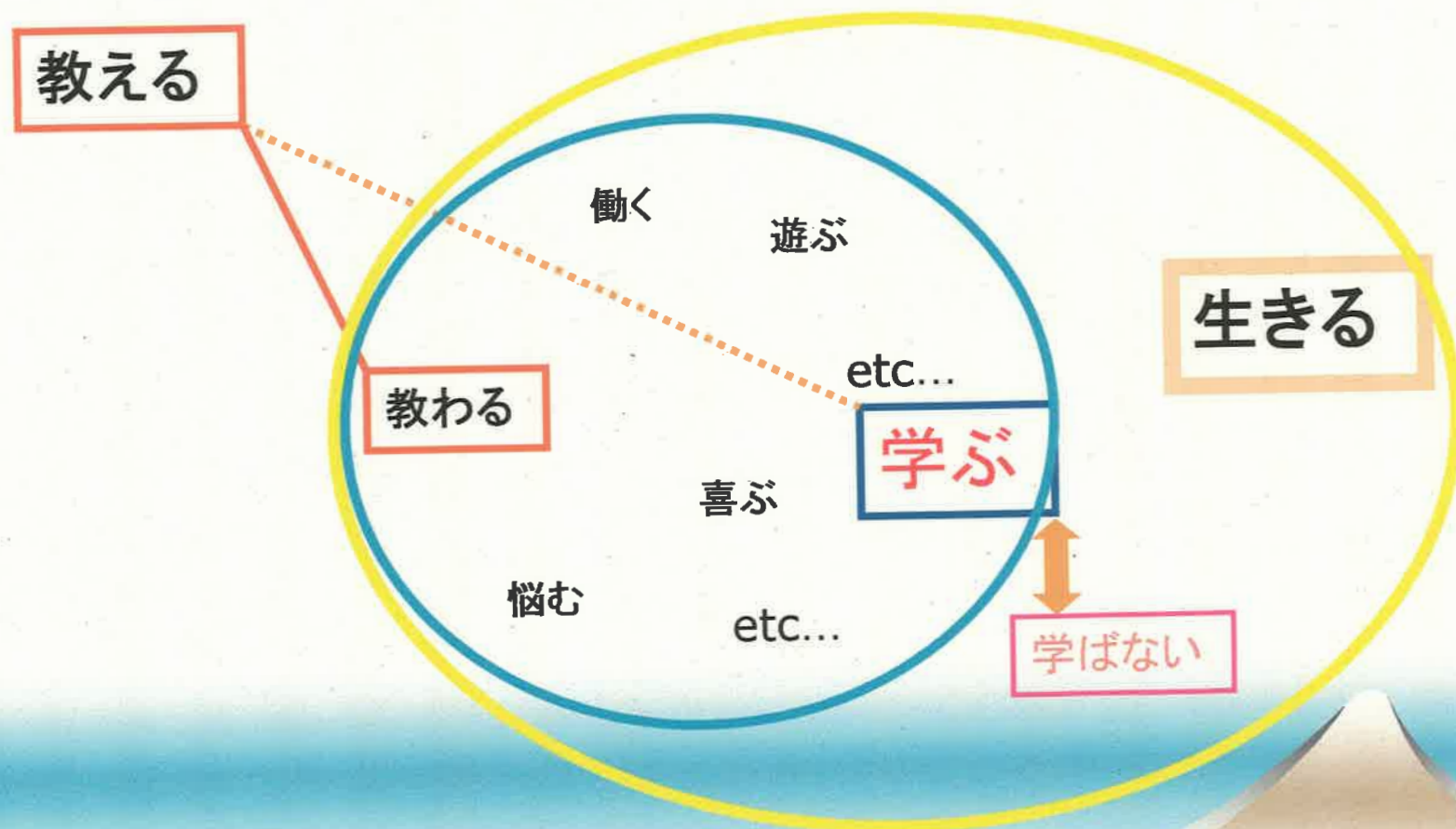
教わらなかったのに学べた

× → → ×

教わらなかったゆえに学べなかった

3 「教える-学ぶ」の問い直し

(2) 「教える-学ぶ」関係の間接性



4 教育概念の再定義

(1) 「教育＝教え育てること」という定義に対する疑問

「教」と「育」との2文字で成り立つ「教-育」という日本語

教 - 育
↓ ↓
手段 目的

大事な方の1字を残すなら？

「教」？ or 「育」？

<教える>

<育てる／育む>

「<育てる／育む>という目的」の実行・実現のために、
「<教えない>という手段」を取る「教育」がありうる！

<教える>と<教えない>との効果的な組み合わせ
を方法として、<育>という目的を実行・実現すること。

4 教育概念の再定義

(2) 「引き出すこと」としての教育

(a) 英語 “**education**” の日本語訳としての「**教育**」

(b) 動詞 「“**educate**” = **教育する**」 の原義のラテン語

① **ēdūcere** = **引き出す** ← “**ex** (=外へ)” + “**dūcere** (=導く)”

② **ēducāre** = 太らせる、豊かにする

educē
(内から外へ) **引き出す**

insert
(外から内へ) **差し入れる**
↳ **教える**
teach



4 教育概念の再定義

(3) 「社会教育」とは何か？

(a) 「教育」とは「引き出すこと」により「育むこと」！

(b) 「教」と「育」との2文字で成り立つ「教-育」の3領域

領域論的
把握

学校教育＝学校で教えること、学校で育てること

家庭教育＝家庭で教えること、家庭で育てること

社会教育＝社会で教えること、社会で育てること

目的論的
把握

→<社会> (=人と人との関係性) を育むこと

→<社会>の可能性を引き出し豊かにすること

・・・まちづくり、国づくり、世界づくり

4 教育概念の再定義

(4) 「学力」から「育力」への発想転換・視野拡大

(a) 個人的学力概念の構造化の試み

- ① 学ぼうとする力（未来開拓的）＝学欲力？…関心・態度など
- ② 学ぶための力（現在発揮的）＝学技能？…学びの技法など
- ③ 学んで得た力（過去蓄積的）＝学得力？…知識・経験など

(b) 「育力」（＝＜育み＞の力）の構造

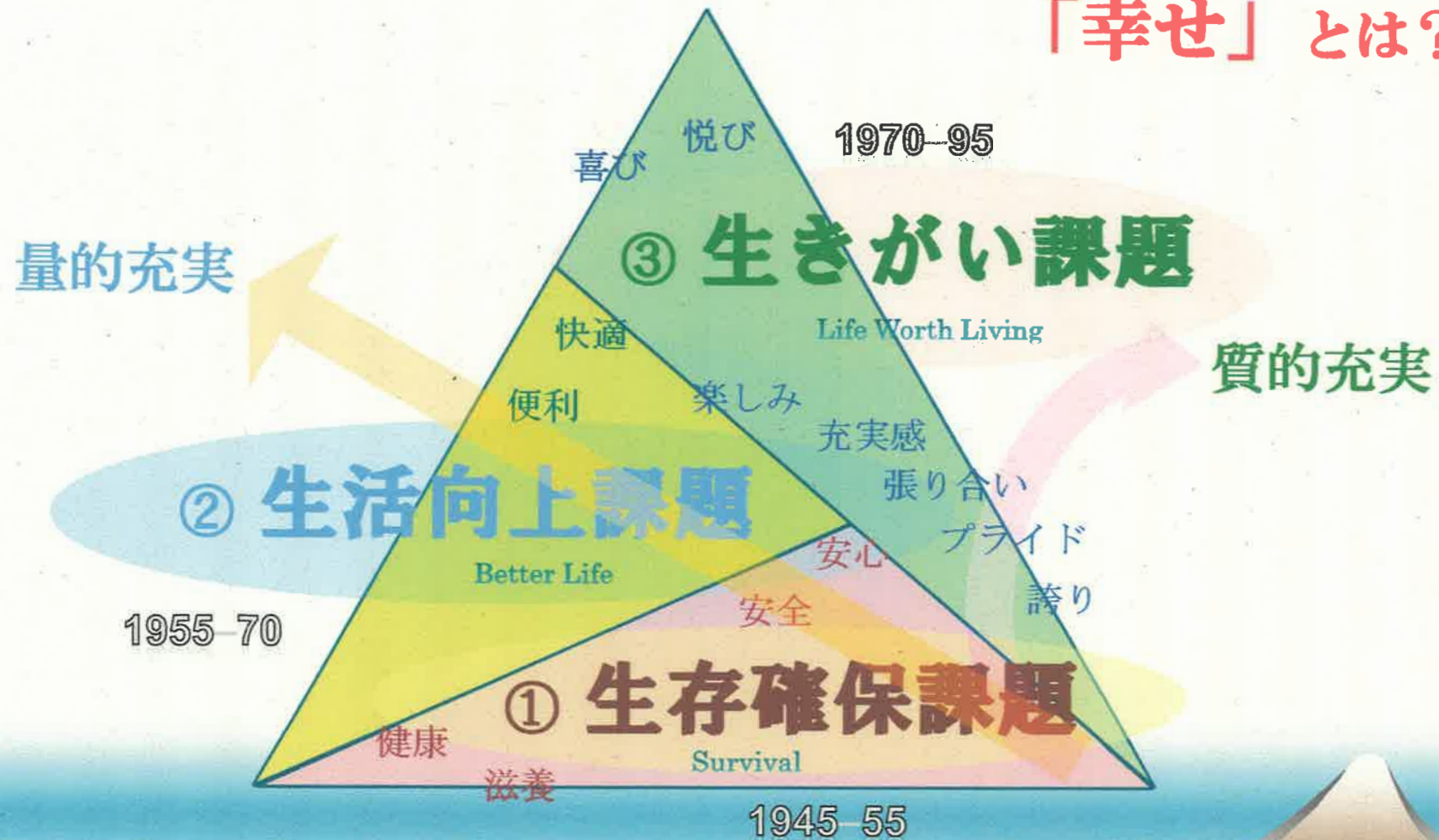
- ① （自ら）育つ力 → 内在的生命力の発露？
- ② （他者に）育ててもらう力 → コミュニケーション感性・能力？
- ③ （他者を）育てる力 → 個人的・社会的教育力？

(c) 「個人的学力」から「学びあい力」への力点の移動

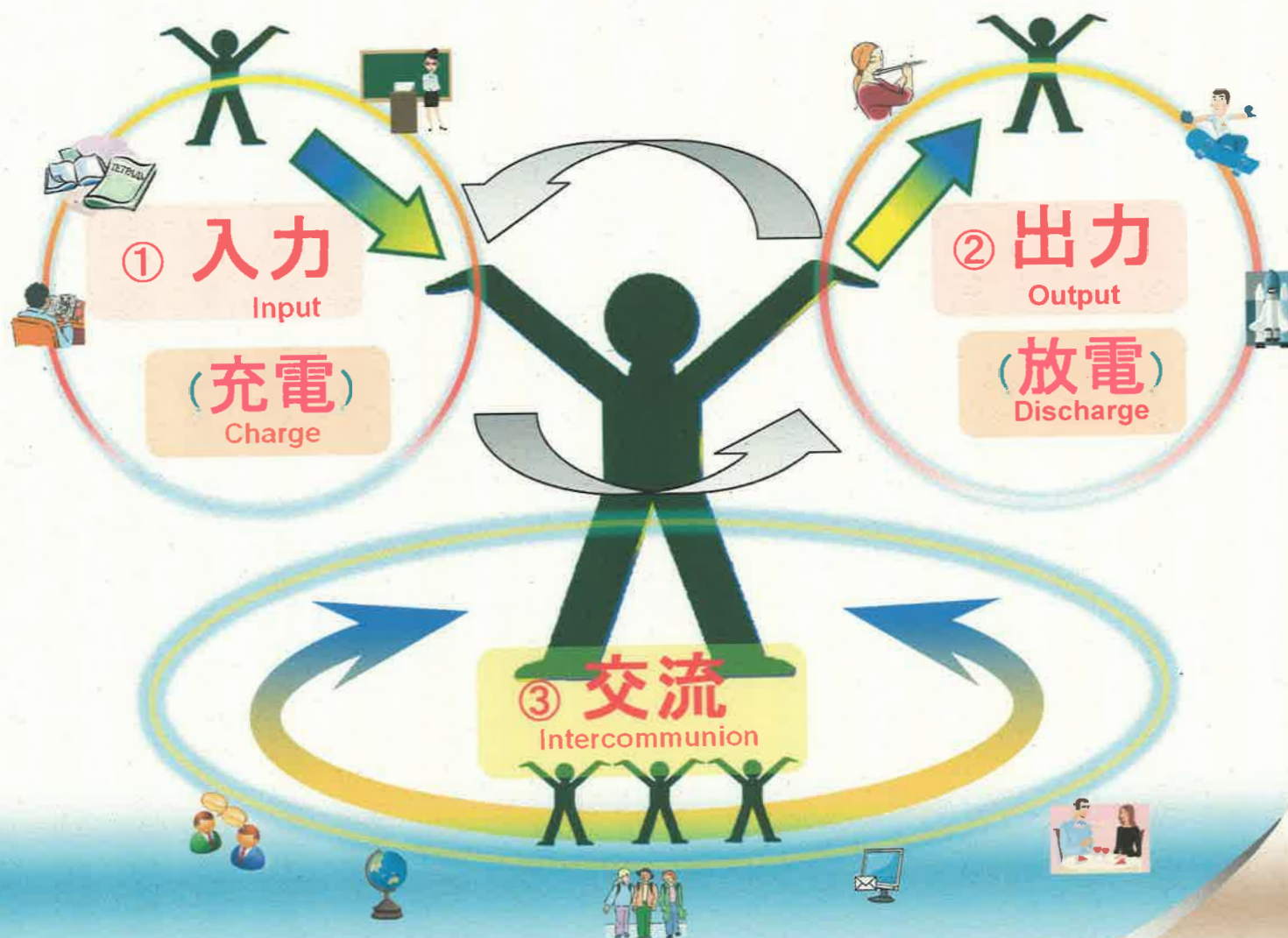
5 コミュニケーション欲求の位置づけ

☆ 「欲求領域」と学習課題

「幸せ」とは？



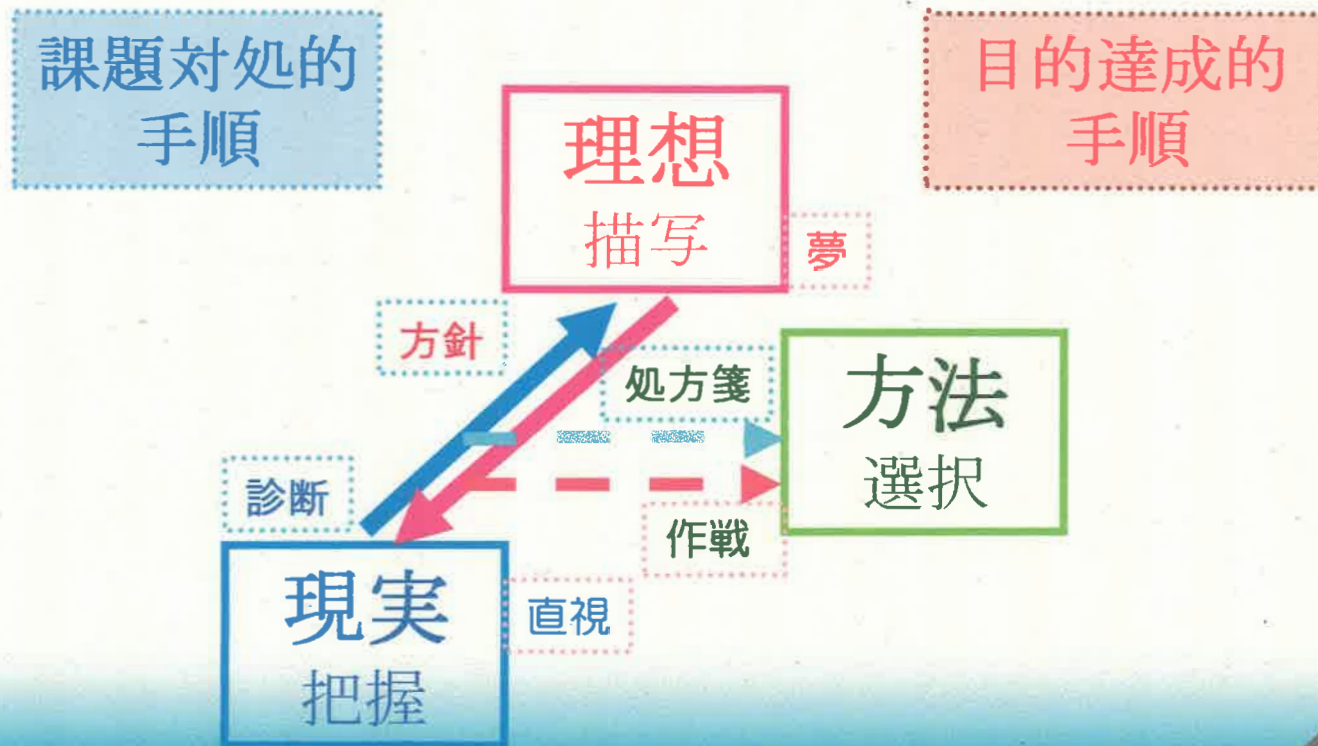
6 コミュニケーション的学習方法の基礎



7 「教育学」を問い直すための準備的考察

◇ 問題解決的思考の基本形

(●) 「課題対処の手順」と「目的達成の手順」



～2020年度 授業プレゼンテーション補足資料～

「人権」 について考えるために

佐々木 英和

★ 「基本的人権」の制度的根拠

日本国憲法 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、
侵すことのできない永久の権利として、
現在及び将来の国民に与えられる。

日本国憲法 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、
国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。
又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、
常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

★ 「基本的人権」の制度的根拠

日本国憲法 第13条

すべて国民は、**個人として尊重される。**

生命、自由及び幸福追求に対する**国民の権利**については、**公共の福祉**に反しない限り、

立法その他の国政の上で、**最大の尊重を必要とする。**

- 「**個人**」は単なる「**人**」ではない！
- 「**個人**」と「**私人**」とを混同してはならない。
- 「**個人**」には「**公人**」としての領域があることが暗示されている。
- 「**国民**」は「**臣民**」ではない。

★ 個人主義に対する誤解の蔓延

「個人」とは？

[the] Individual

「私人」と混同してはならない！

a private person

単なる「人」ではない！

a person

具体的かつ個別的に扱われるべき可能性の曖昧化
抽象化され集合的にのみ扱われる危険性

divide = 分ける

in + dividual

不可能な

分けられる

分割できないもの

分けてしまっては成り立たなくなる究極の存在
尊重すべき唯一存在

★ 個人主義に対する誤解の蔓延

「**個人主義**」とは？

Individualism

「個人主義」と「**利己主義**」とを混同してはならない！

Egoism

「個人主義」は「**私人至上主義**」ではない！

Supremacy of Private Citizen

「**個の未確立**」がもたらす「**衆人**」としての**無責任感**

Just One Out of Many Others

「**個の確立**」こそがもたらす「**公人**」としての**自負心**

Public Character

☆「比較優位性」と「代替不可能性」

★「愛おしさ」の源泉は？
単なる「好き」にとどまらない！
＜わたし＞の「いま、ここ」を捉えて放さない！

No.1

比較の中の一番

比較優位性

Only1

かけがえのなさ
替えが利かない！

唯一性

代替不可能性

交換不可能性

互換不可能性

One of them

その他大勢の一人

気楽ではあるが…

匿名埋没性

無責任さの温床！